

富士見市公共施設等総合管理方針 (案)

平成 28 年 10 月 (策定)

令和 3 年 月 (改訂)

富 士 見 市

目 次

第1章 はじめに	1
1. 方針策定の背景・目的	1
2. 方針の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 対象範囲	3
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
1. 公共施設等の状況	4
(1)施設保有量の推移	4
(2)有形固定資産減価償却率の推移	9
(3)過去に行った対策の概要	10
2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し	12
(1)人口の推計	12
(2)社会状況の変化への対応	13
3. 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等	14
(1)更新等経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み	14
(2)公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	16
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	19
1. 現状や課題に関する基本認識	19
(1)老朽化等への対応	19
(2)限られた財源での対応と費用の平準化	19
(3)市民ニーズの変化への対応	19
2. 基本目標	20
(1)安全な施設の持続的な提供	20
(2)施設保有量の最適化	20
3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	22
(1)公共施設等マネジメント推進委員会の設置	22
(2)公共施設マネジメントシステムによる情報の管理・活用	22
(3)新たな技術等の導入	22
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	23
(1)点検・診断等の実施方針	23
(2)維持管理・更新等の実施方針	23
(3)安全確保の実施方針	23

(4)耐震化の実施方針	23
(5)長寿命化の実施方針	23
(6)ユニバーサルデザイン化の推進方針	23
(7)統合や廃止の推進方針	24
(8)新規施設の抑制に関する方針	24
(9)自主財源の確保に関する方針	24
(10) PPP／PFI の活用方針	24
(11)広域連携に関する方針	24
(12)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	24
5 . PDCA サイクルの推進方針	26
(1)市民との情報共有	26
(2)方針の見直し	26
第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	27
1 . 公共建築物	27
(1)学校教育施設	27
(2)生涯学習施設	28
(3)福祉施設	30
(4)行政施設・その他施設	32
2 . インフラ施設	33
(1)道路・橋りょう・河川	33
(2)公園	34
(3)上水道施設	35
(4)下水道施設	36
第 5 章 資料	37
1 . 公共施設等の保有量	37
2 . 富士見市公共施設等マネジメント推進委員会設置要綱	39

第1章 はじめに

1. 方針策定の背景・目的

本市の公共施設等¹⁾は、昭和40年代から50年代までにかけて人口が急増したことにより、それに伴う行政需要に対応するために整備したものが多くの間もなく更新（建替え）の時期を迎えようとしています。

一方、本市の人口は近年も増加してはいますが、長期的には人口減少や少子高齢化が緩やかに進み、生産年齢人口の減少による市税等の自主財源の減少や高齢化による社会保障費の増加等が見込まれ、今後の公共施設等の修繕や更新に充てられる財源の確保が大きな課題となることが懸念されます。

そのような状況の中、市民ニーズや財政状況等の社会情勢の変化に合わせ、公共施設等の「質」と「量」の最適化を行うとともに、適切な投資を継続的に行うこと、市民生活に必要な施設の機能を維持し、安全な施設を持続的に提供する必要があります。

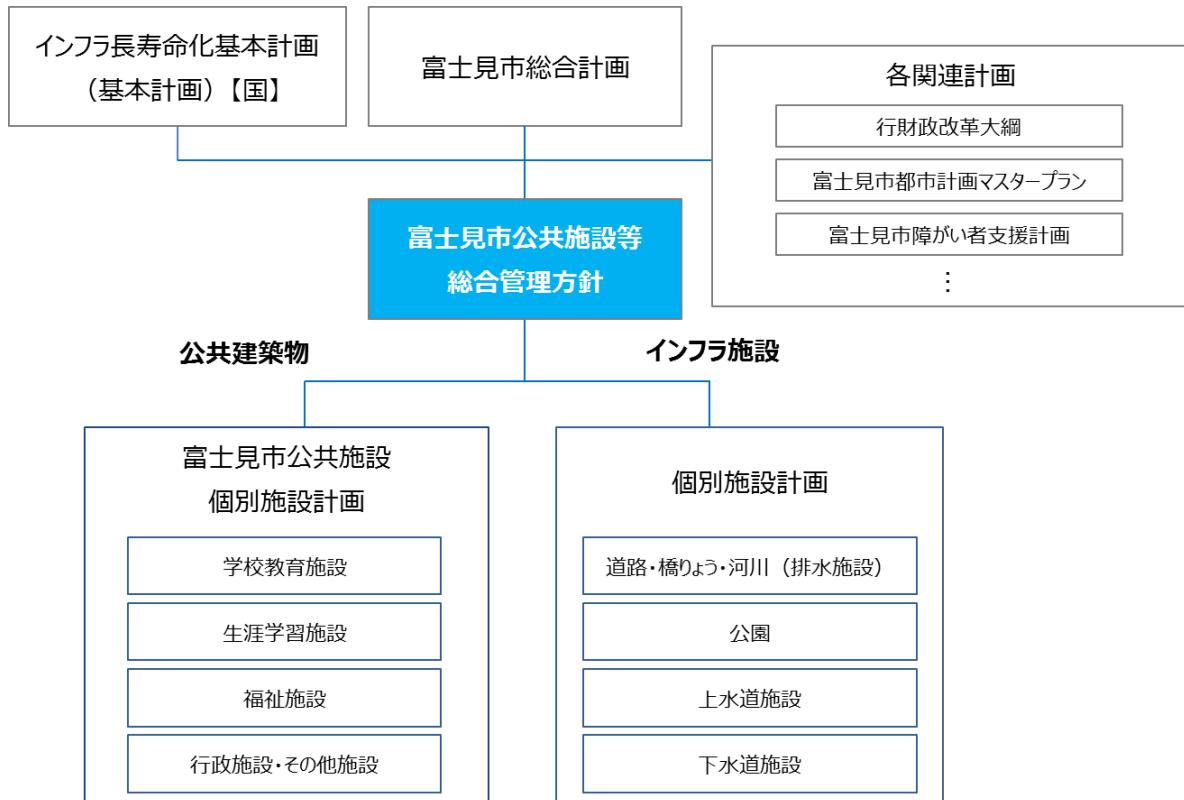
このため、本市では、公共施設等の課題を整理し、その対策の方向性を明らかにするための富士見市公共施設等総合管理方針を策定し、行政経営の視点から総合的に企画、管理及び運営を行う公共施設等マネジメントを推進します。

1) 公共施設等とは、本方針においては市が管理する公共建築物及び工作物を指す。具体的には、いわゆるハコモノである公共建築物のほか、道路、橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道）等の産業や生活の基盤として整備されるインフラ施設を併せて「公共施設等」とする。

2. 方針の位置づけ

本方針は、「富士見市総合計画²⁾」に基づき、公共建築物とインフラ施設³⁾の適正な管理や利活用等について定めるものです。

また、総務省から策定を要請された「公共施設等総合管理計画」に相当するものです。

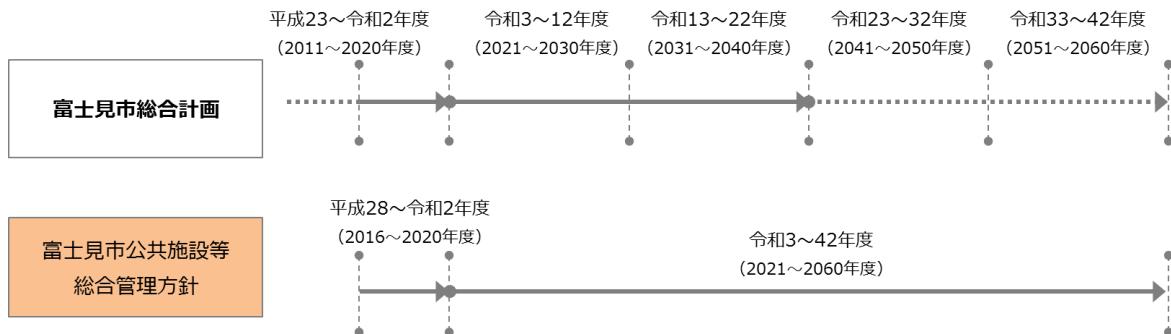


2) 「富士見市総合計画」とは、本市のまちづくりの長期的な展望を示し、目指すべき目標を定めたもので、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されている。

3) インフラ施設とは、産業や生活の基盤として整備される、道路、橋りょう、農道、林道、河川、公園、護岸、上水道、下水道等の施設（それらと一体となった公共建築物を含む。）を指す。

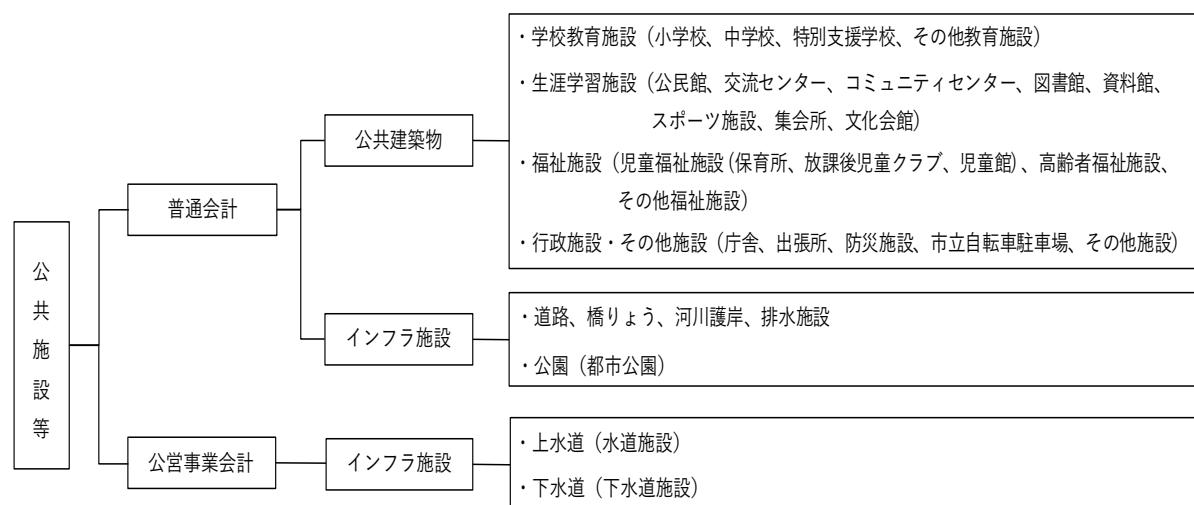
3. 計画期間

本方針の計画期間は、公共施設等の修繕・維持管理、更新等が長期に及ぶことを考慮し、令和3年度から令和42年度までの40年間とします。



4. 対象範囲

本方針の対象は、本市が管理する公共建築物及びインフラ施設とします。



第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

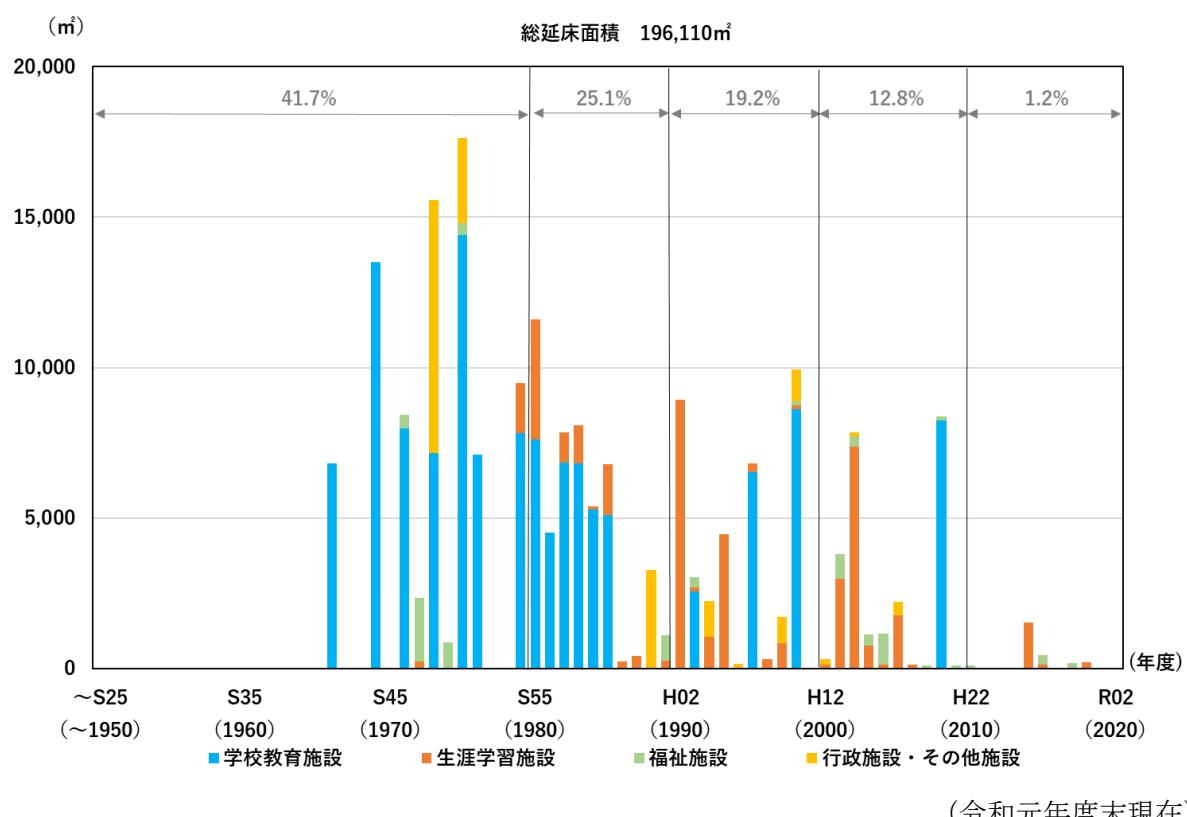
1. 公共施設等の状況

(1)施設保有量の推移

①公共建築物

- 市が保有する公共建築物は複合施設内の主従施設を合わせ 125 施設あり、延床面積は 196,110 m²です。
- 学校教育施設が全体の約 65%を占めています。

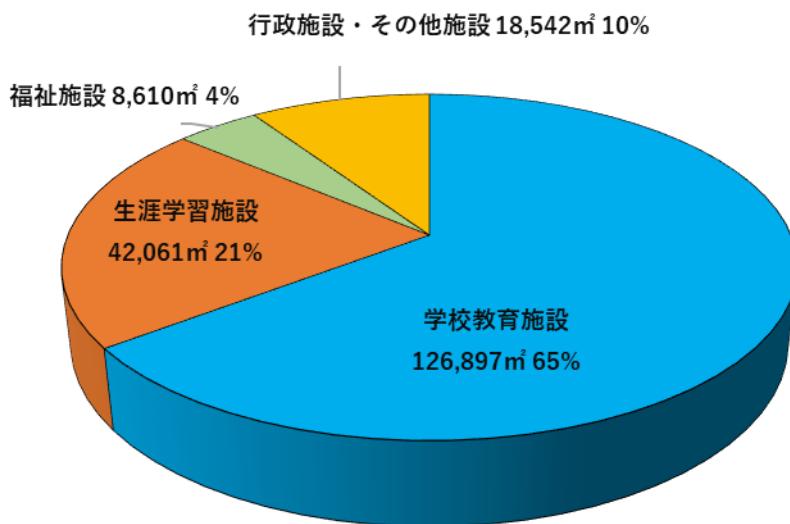
【公共建築物の年代別整備状況】



(令和元年度末現在)

- 複合施設の面積は、主たる施設の類型に面積を計上しています。
- 延床面積は、市が保有する施設の面積としています。
- 整備年度・経過年数の詳細は、「第5章 資料 1. 公共施設等の保有量」をご覧ください。

【公共建築物の施設類型別の数量】



(令和元年度末現在)

※ 複合施設の面積は、主たる施設の類型に面積を計上しています。

※ 延床面積は、市が保有する施設の面積としています。

②インフラ施設

- ・道路は、一般道路・自転車歩行者道を合わせ、総延長約 400 kmを管理しています。
- ・橋りょうは、108 本を管理しており、県から移譲を受けた小規模橋りょうに整備年度が不明の橋が多くあります。
- ・河川護岸は約 6 km、排水施設は 40 か所、都市公園⁴⁾ は 54 施設を管理しています。
- ・上水道は、総延長約 250 kmの上水道管のほか、浄水場・配水場を管理しています。
- ・下水道は、総延長約 370 kmの下水道管を管理しています。

道路

分類		実延長	道路面積
一般道路	幹線一級市道 ⁵⁾	25, 945m	319, 487 m ²
	幹線二級市道 ⁶⁾	22, 693m	149, 458 m ²
	その他市道	350, 552m	1, 462, 631 m ²
	合計	399, 190m	1, 931, 576 m ²
自転車歩行者道		5, 318m	15, 332 m ²

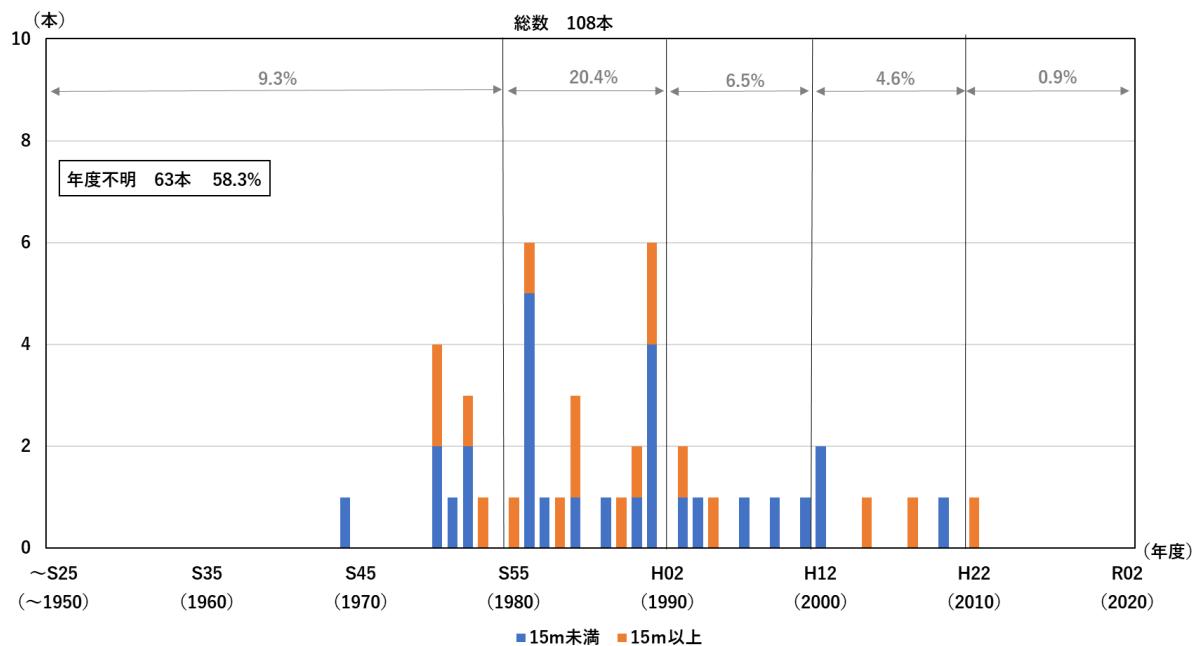
(令和元年度末現在)

4) 都市公園とは、都市公園法に基づく公園で、誘致圏域、機能、目的、利用対象等により、12種別に大別される。

5) 幹線一級市道とは、地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路で、一般国道及び都道府県以外の道路のうち、主要集落（戸数 50 戸以上）とその集落に密接な関係がある主要集落とを連結する道路など所要の条件に該当するものである。

6) 幹線二級市道とは、幹線一級市道以上の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路で、集落（25 戸以上）相互を連絡する道路など所要の条件に該当するものである。

【橋りょうの年代別整備状況】



(令和元年度末現在)

※ 整備年度・経過年数の詳細は、「第5章 資料 1. 公共施設等の保有量」をご覧ください。

河川護岸

種別	河川の名称	延長			整備年度
		左岸	右岸	計	
準用河川 ⁷⁾ (荒川水系)	旧新河岸川	500m	300m	800m	H10～H13
	富士見江川	2,740m	2,740m	5,480m	S40年代、H2～H8、他
	合計	—	—	6,280m	

(令和元年度末現在)

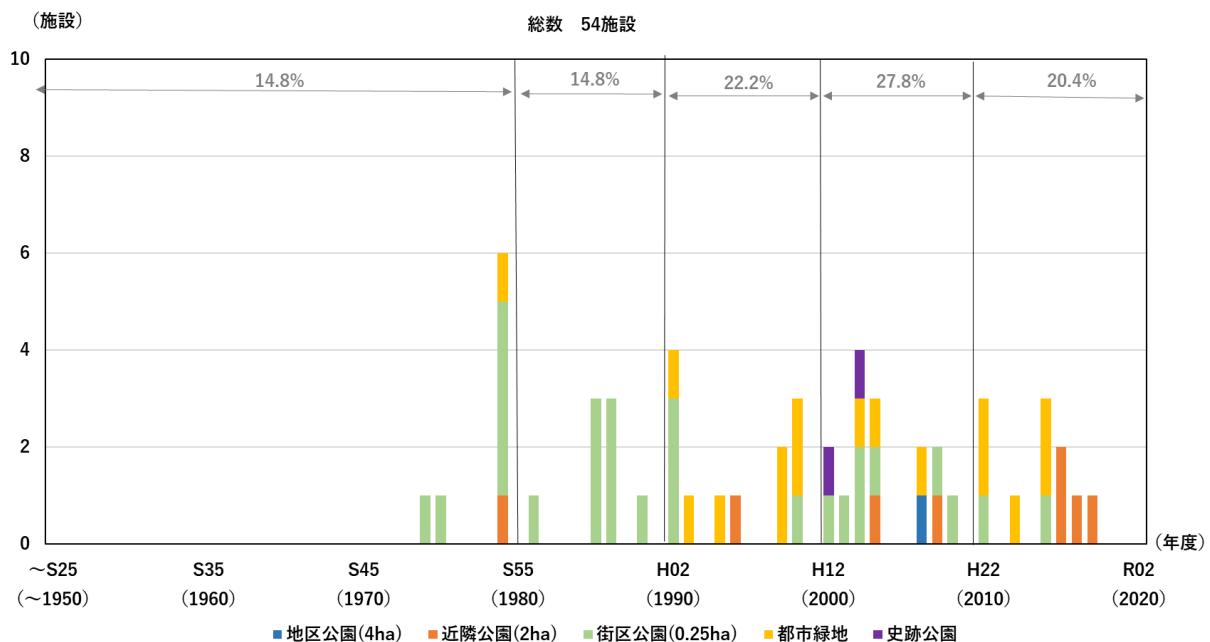
排水施設

種別	整備実績
排水施設	排水機場 (25か所) アンダーパスポンプ (8か所) 樋管 (4か所) 一般下水道ポンプ (3か所)

(令和元年度末現在)

7) 準用河川とは、河川法に基づく一級河川及び二級河川以外の河川のうち、市町村長が公共性の見地から重要と考え、指定した河川を指す。

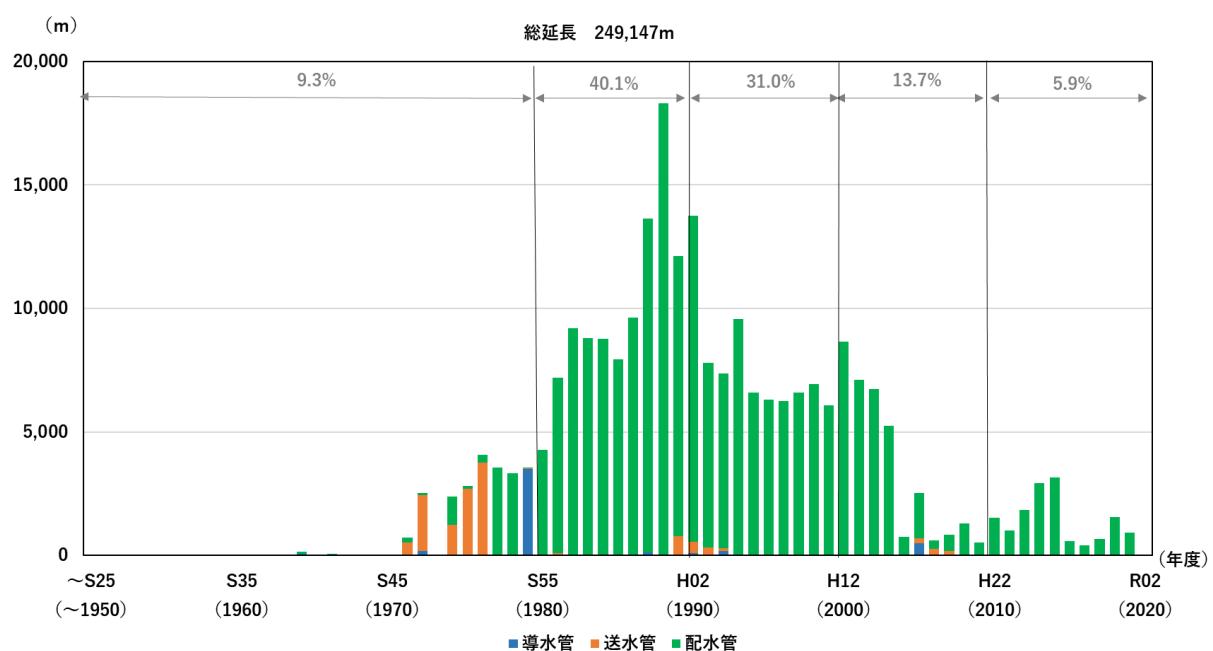
【都市公園の年代別整備状況】



(令和元年度末現在)

※ 整備年度・経過年数の詳細は、「第5章 資料 1. 公共施設等の保有量」をご覧ください。

【上水道管の年代別整備状況】



(令和元年度末現在)

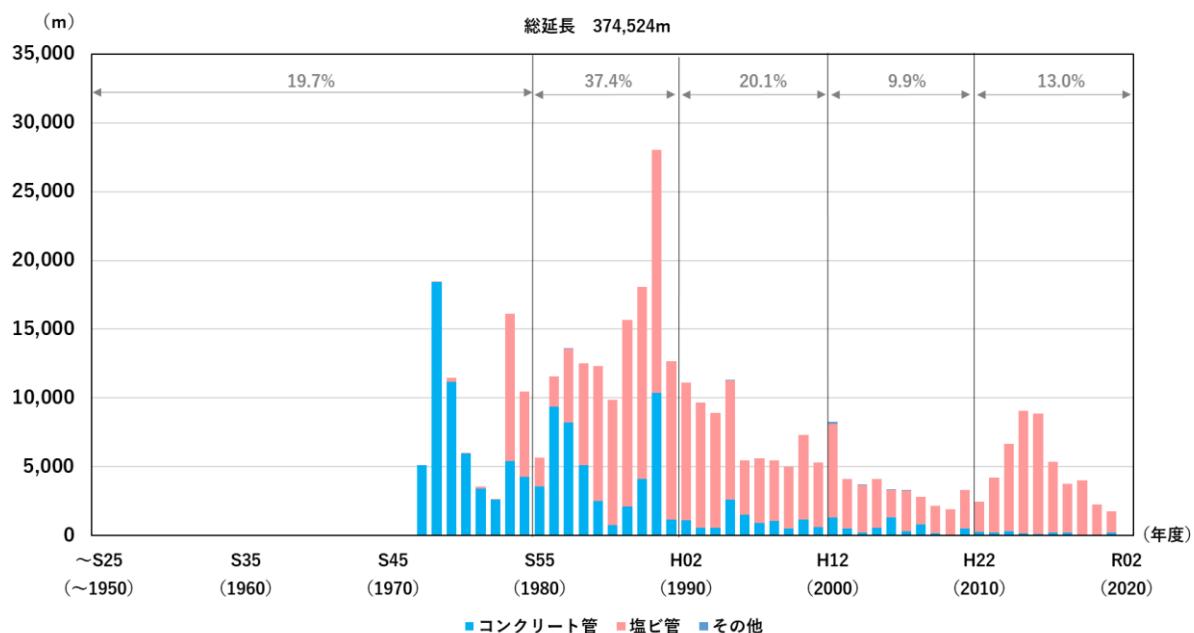
※ 整備年度・経過年数の詳細は、「第5章 資料 1. 公共施設等の保有量」をご覧ください。

浄水場・配水場

施設名	竣工年度	配水量
南畠浄水場	昭和 40 年度	1,450 m ³ /日
水谷浄水場	昭和 46 年度	8,690 m ³ /日
東大久保浄水場	昭和 48 年度	20,610 m ³ /日
鶴瀬西配水場	平成 4 年度	14,000 m ³ /日

(令和元年度末現在)

【下水道管の年代別整備状況】



(令和元年度末現在)

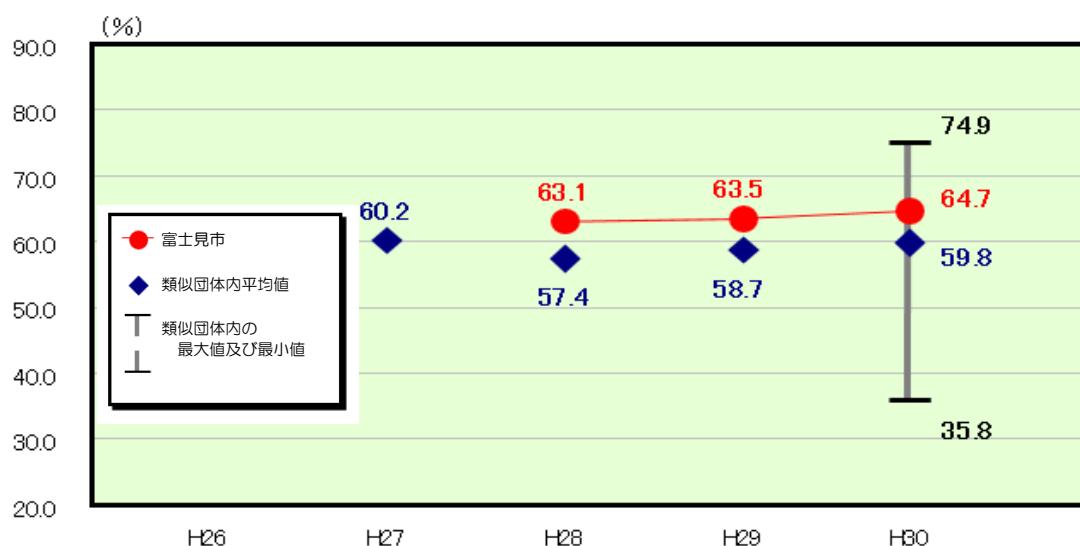
※ 整備年度・経過年数の詳細は、「第 5 章 資料 1. 公共施設等の保有量」をご覧ください。

(2)有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率⁸⁾は、公会計の財務諸表を用いた、公共施設等の取得からの経過割合を表したもので、類似団体⁹⁾の比較に利用する参考指標です。

本市の平成 30 年度の有形固定資産減価償却率は、64.7%です。本市の場合、類似団体よりも高く、上昇傾向にあります。主な要因としては、延床面積が大きい市役所本庁舎や小学校・中学校・特別支援学校の校舎の多くが昭和 40 年代、50 年代に集中して整備されたことなど、公共建築物の約 7 割が築 30 年以上経過している状況にあるからです。

【有形固定資産減価償却率の推移】



出典：財政状況資料集（平成 30 年度）

【有形固定資産減価償却率算定式】

算定式

$$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{減価償却率}} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※土地等の非償却資産：貸借対照表の事業用資産の土地、立木竹、建設仮勘定、インフラ資産の土地、建設仮勘定及び物品の合計

-
- 8) 有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるかを全体として把握することが可能となる指標を指す。
- 9) 類似団体とは、総務省の「平成 30 年度類似団体別市町村財政指標表」で本市と同じ類型に属する団体を指す。本市は同表において III-1 類型に分類され、全国では 21 市が、県内では深谷市と朝霞市がこれに該当する（III-1 類型の要件①人口：10 万人以上 15 万人未満②産業構造：第二次産業・第三次産業の就業者数が 55%以上 90%未満）。

(3)過去に行った対策の概要

①公共施設マネジメント啓発

- ・公共施設マネジメントの必要性を啓発するため、庁内では毎年職員研修会を実施し、市民向けには、ワークショップやパネル展、講演会の開催などに取り組んでいます。

②点検・診断等の実施体制の整備

- ・公共建築物の施設管理者等が施設を適切に管理するため、施設点検マニュアル¹⁰⁾及び劣化状況調査マニュアル¹¹⁾を作成し、日常点検や劣化状況調査を含む定期点検を実施しています。

③指定管理者制度の活用

- ・次の施設について、指定管理者制度¹²⁾を活用し、施設の管理や運営を行っています。

No.	施設の名称	No.	施設の名称
1	市民文化会館キラリふじみ	17	市民福祉活動センター
2	針ヶ谷コミュニティセンター	18	老人福祉センター
3	鶴瀬放課後児童クラブ	19	みずほ台駅東口市立自転車駐車場
4	水谷放課後児童クラブ	20	みずほ台駅西口市立自転車駐車場
5	南畠放課後児童クラブ	21	みずほ台駅西口市立第2自転車駐車場
6	関沢放課後児童クラブ	22	みずほ台駅西口市立第3自転車駐車場
7	勝瀬放課後児童クラブ	23	鶴瀬駅東口市立自転車駐車場
8	水谷東放課後児童クラブ	24	ふじみ野駅東口市立自転車駐車場
9	諏訪放課後児童クラブ	25	ふじみ野駅西口市立自転車駐車場
10	みずほ台放課後児童クラブ	26	ふじみ野駅西口市立第2自転車駐車場
11	針ヶ谷放課後児童クラブ	27	ふじみ野駅西口市立第3自転車駐車場
12	ふじみ野放課後児童クラブ	28	市民総合体育館
13	つるせ台放課後児童クラブ	29	富士見ガーデンビーチ
14	関沢児童館	30	中央図書館
15	諏訪児童館	31	図書館ふじみ野分館
16	ふじみ野児童館	32	図書館鶴瀬西分館

10)施設点検マニュアルとは、施設管理者等が、日常における公共建築物の提供に支障を来さないよう維持管理するために行う定期点検の実施方法と不都合が発見された場合の対応を解説したマニュアルを指す。

11)劣化状況調査マニュアルとは、施設管理者等が、現在の公共建築物の劣化状況を的確に把握し、必要な保全工事の内容や時期等を適正に計画するために行う劣化状況調査の実施方法を解説したマニュアルを指す。

12)指定管理者制度とは、平成15年の地方自治法の改正により創設された制度で、地方公共団体が指定した法人又は団体（指定管理者）が公の施設を管理することができるものである。

④PFIによる小学校、図書館及び放課後児童クラブの整備・維持管理運営の実施

- ・市立鶴瀬西小学校と市立上沢小学校を統合した「市立つるせ台小学校」と「市立図書館鶴瀬西分館」及び「市立つるせ台放課後児童クラブ」を複合した施設並びにこれらに附帯する工作物等を一体で新設するとともに、本施設の整備及び維持管理・運営を PFI¹³⁾ で実施しました。

事業期間	設計・建設	維持管理・運営
16年（平成19年3月～令和5年3月）	1年7か月	約14年

13) PFIとは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方に基づく手法を指す。

2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し

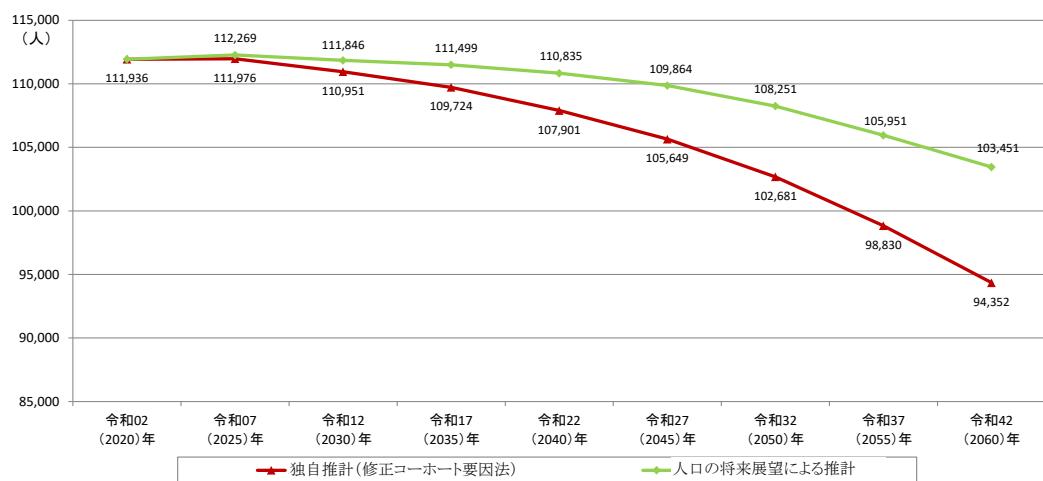
(1) 人口の推計

令和2年5月に策定した人口ビジョンの独自推計では、令和7年をピークに人口が減少に転じ、令和42年には、94,352人と10万人を下回ると推計しています。

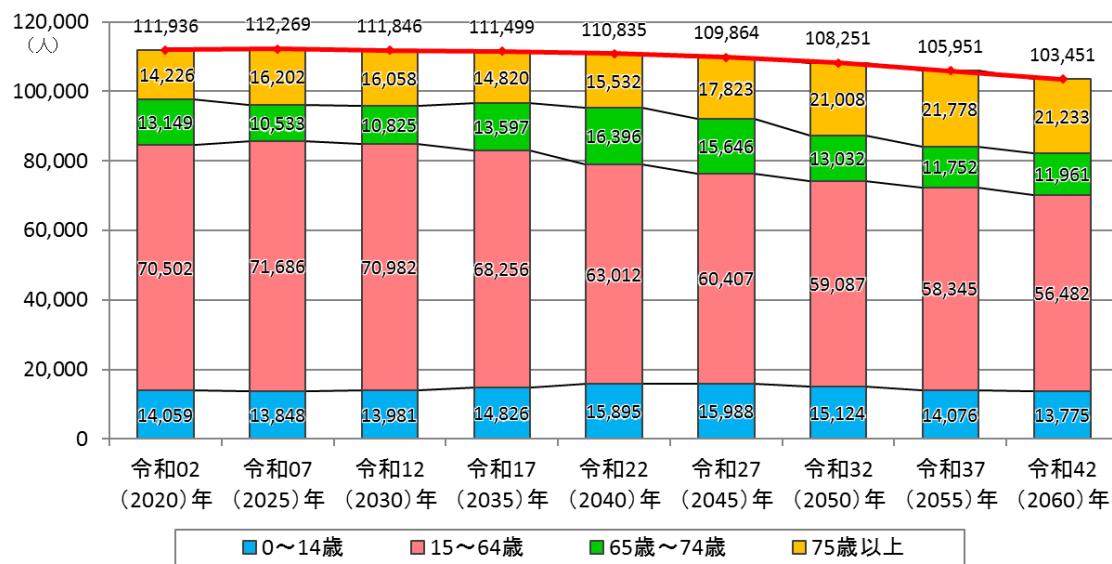
これに対し、令和42年までに市民の希望出生率(2.0)を達成することとした場合の令和42年における展望人口数は、103,451人となる見込みです。

各年齢区分別の人口の推移を見ると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向にあり、老人人口(65歳以上人口)は増加傾向にあります。特に75歳以上の老人人口が増加する見込みとなっており、少子高齢化が進むことが予想されます。

【独自推計と人口の将来展望による推計の比較】



【将来展望人口の4区分別人口の比較】



出典：富士見市人口ビジョン（令和2年5月）

(2)社会状況の変化への対応

少子高齢化社会では、高齢者福祉や子育て支援の充実、健康づくりの推進等の市民ニーズが多様化し、それに対応する公共サービスの提供や環境づくりなど、きめ細かな対応が必要です。

また、市民、市民団体、N P O 法人等が地域づくりの担い手等として様々な活動を展開しており、利用者が多目的に利用することができる施設の提供が求められています。

3. 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

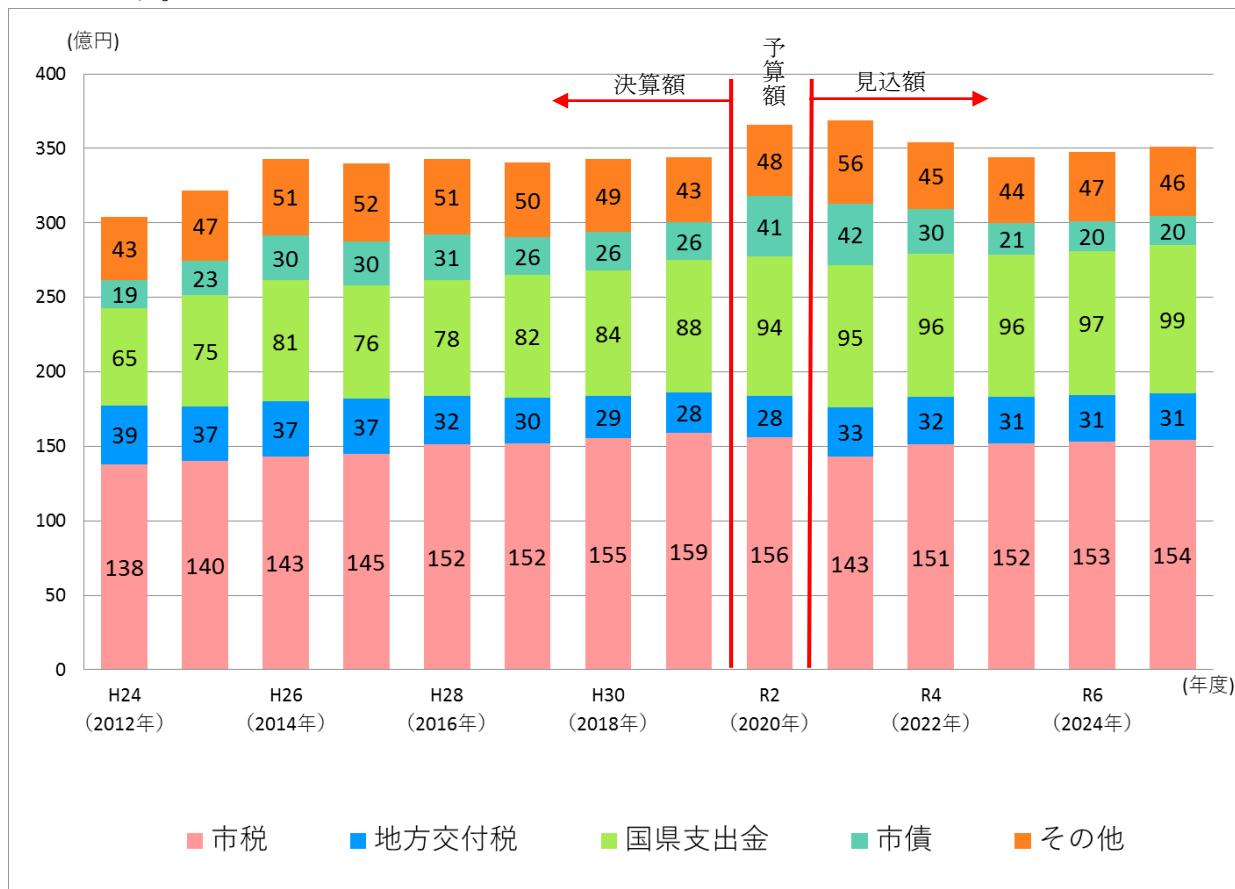
(1) 更新等経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み

① 島入

普通会計¹⁴⁾の島入は、平成26年度まで増加しています。これは、国の経済対策や社会保障関係費の増に伴う国県支出金の増加によるものです。

令和2年度から令和4年度にかけて、主に国県支出金や市債の増加により、全体的に増加傾向になると見込んでいます。

市の島入の中で大きな割合を占める市税は、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。



出典：普通会計決算状況調書

令和2年度当初予算額

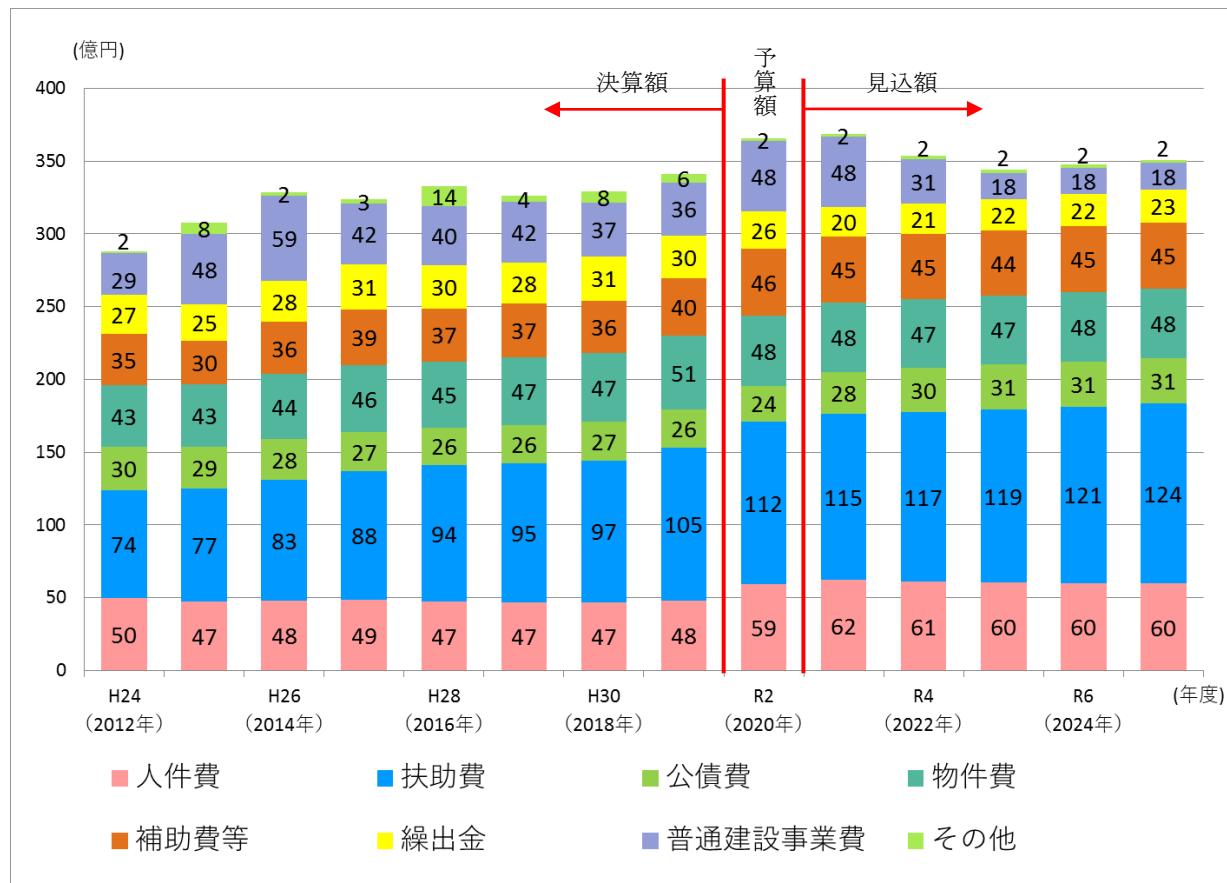
中期財政計画（令和3年度～令和7年度）

14) 普通会計とは、地方公共団体の会計のうち公営事業会計（本市では、水道事業会計と下水道事業会計が該当する。）を除く会計を指す。本市の普通会計は、一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計、鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計及び公共用地先行取得事業特別会計）を一つの会計としてまとめている。

②歳出

普通会計の歳出は、性質上容易に削減することができない経費である義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が、増加傾向にあります。

今後も扶助費は増加が見込まれており、それに伴い、公共施設等の修繕や更新に十分な費用を確保することが難しくなることも考えられます。



出典：普通会計決算状況調書

令和2年度当初予算額

中期財政計画（令和3年度～令和7年度）

③充当可能な地方債・基金等の見込み

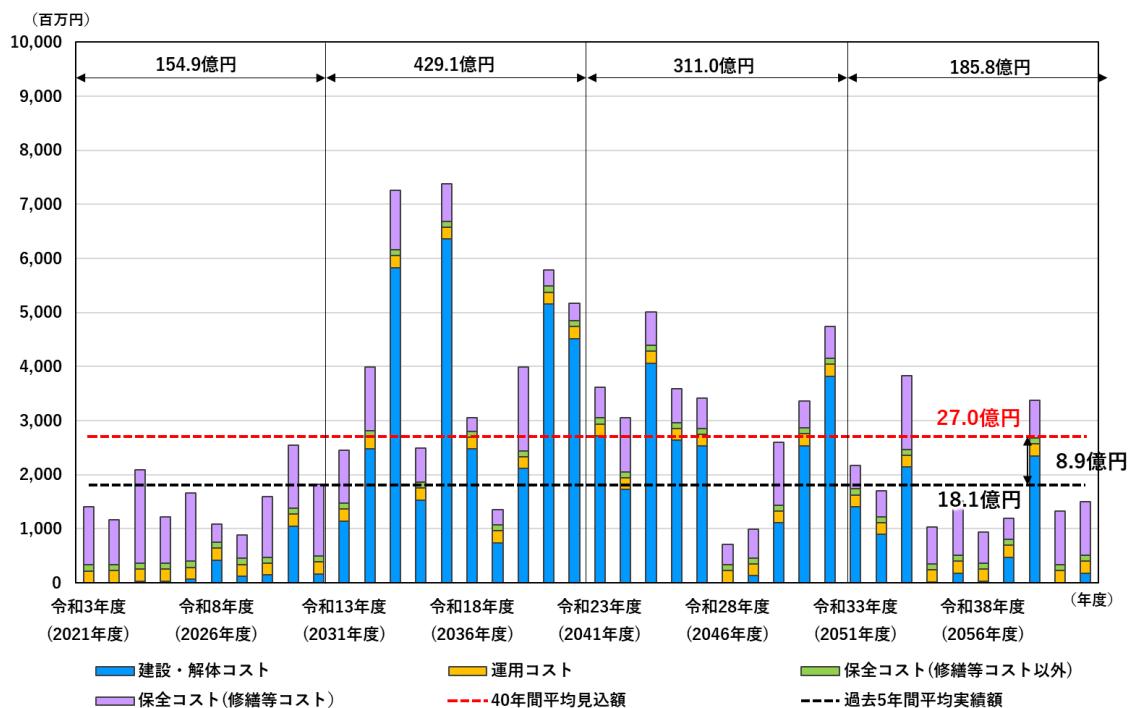
本市では公共施設等の修繕等には、一般財源や地方債で賄うこととしますが、更新が集中する時期に備え、目標額を定めて公共施設整備基金を積立てるものとします。

(2)公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

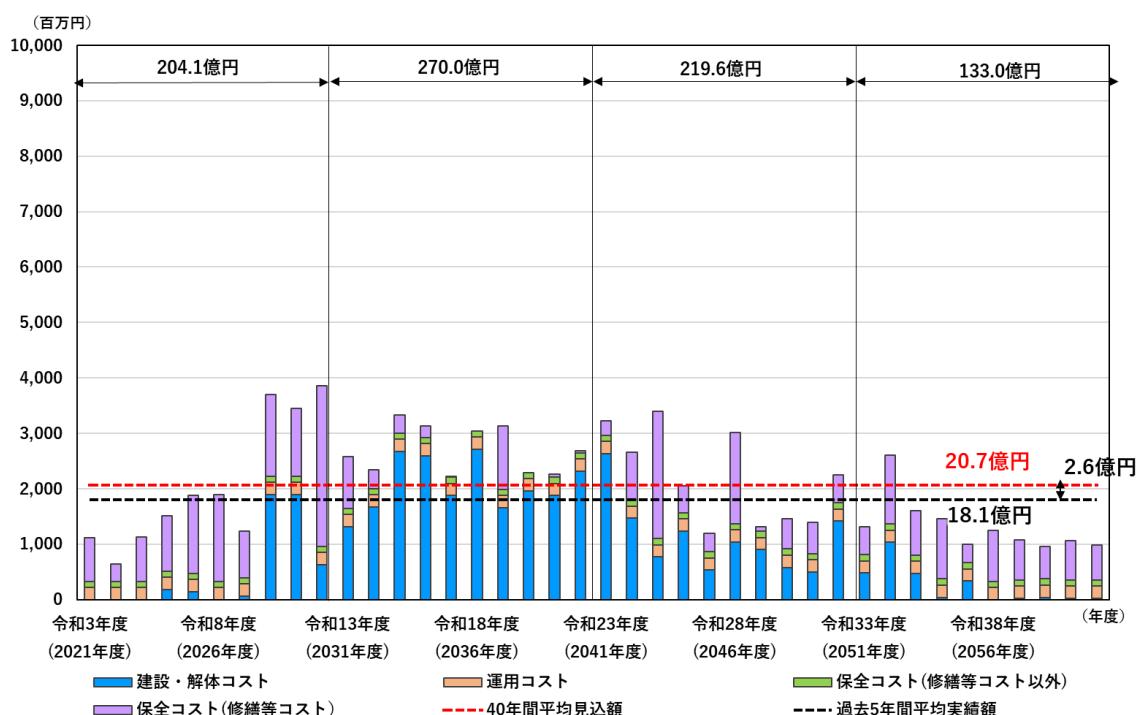
①公共建築物の更新等費用の見通し

- 令和3年度以降の40年間で、耐用年数経過時に単純更新した場合は年平均約27.0億円が必要ですが、第3章の「4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に基づく長寿命化等を実施した場合は年平均約20.7億円に低減します。
- しかし、この年平均約20.7億円でも、過去5年間における更新等費用の平均実績額が約18.1億円であり、今後は年平均約2.6億円の増加が見込まれます。

<耐用年数経過時に単純更新した場合>



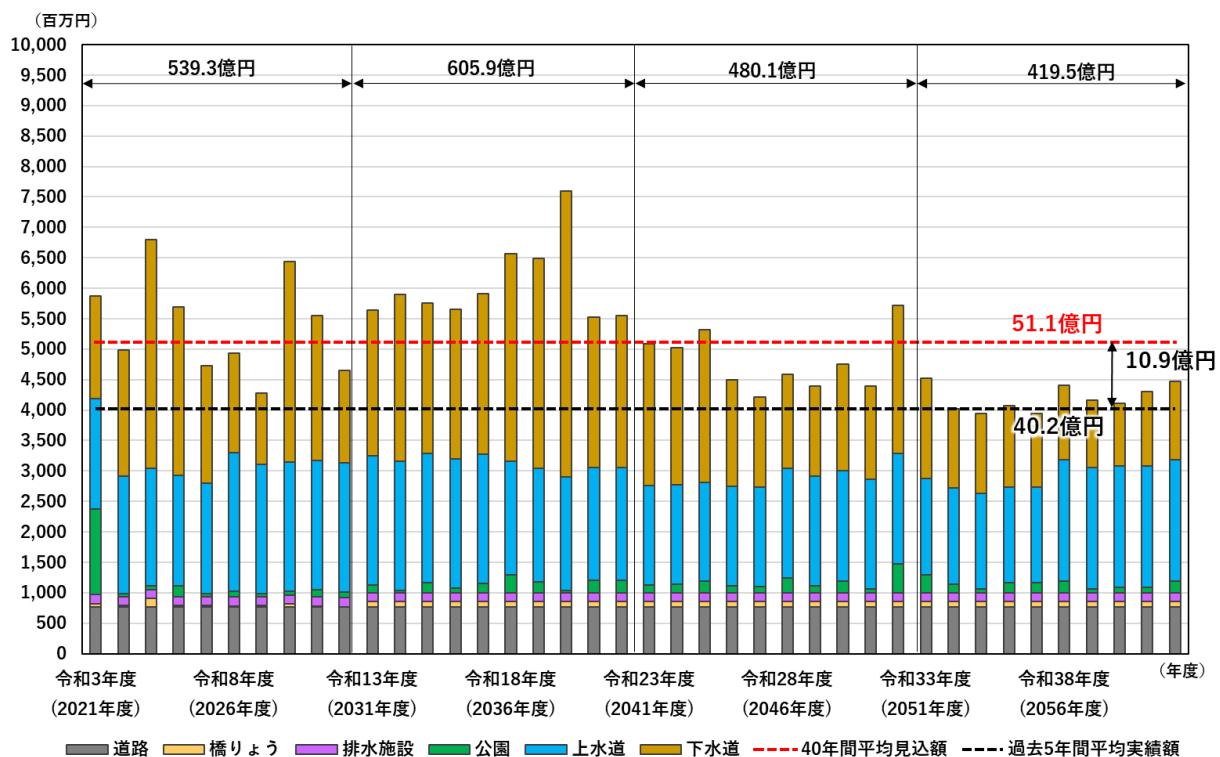
<長寿命化等を実施した場合>



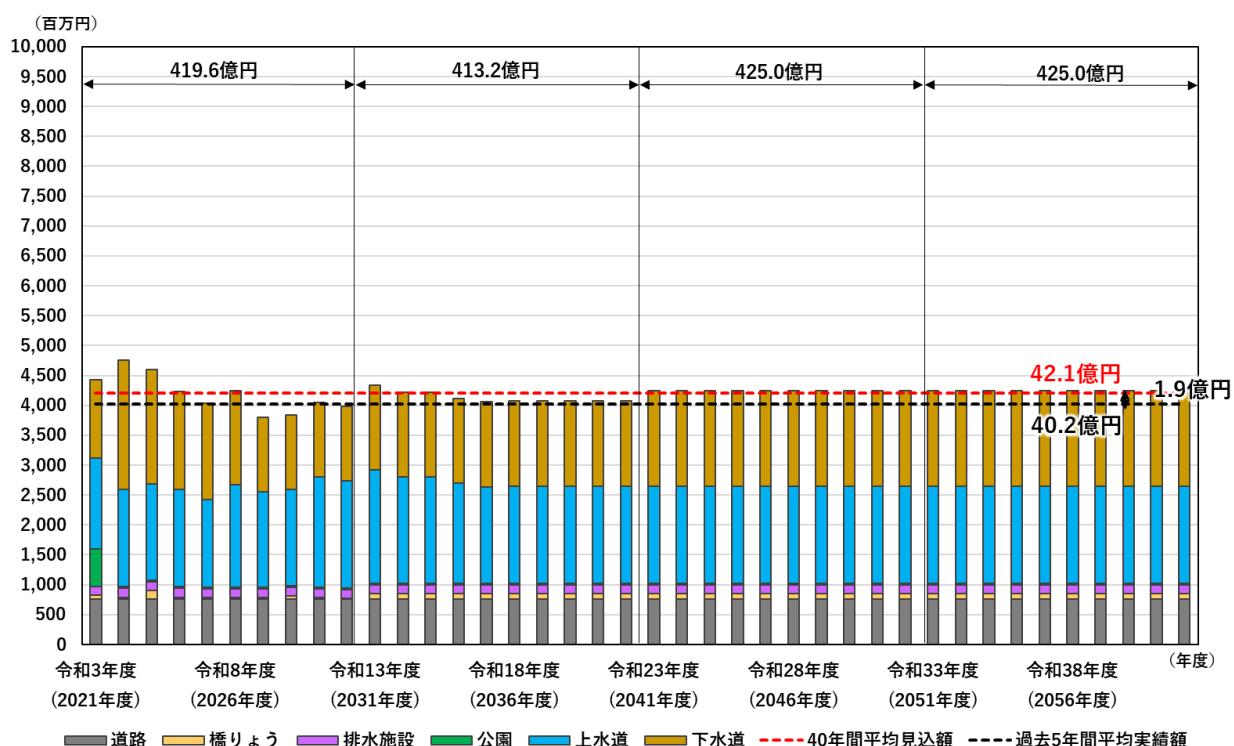
②インフラ施設の更新等費用の見通し

- 令和3年度以降の40年間で、耐用年数経過時に単純更新した場合は年平均約51.1億円が必要ですが、第3章の「4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に基づく長寿命化等を実施した場合は年平均約42.1億円に低減します。
- しかし、この年平均約42.1億円でも、過去5年間における更新等費用の平均実績額が約40.2億円であり、今後は年平均約1.9億円の増加が見込まれます。

<耐用年数経過時に単純更新した場合>



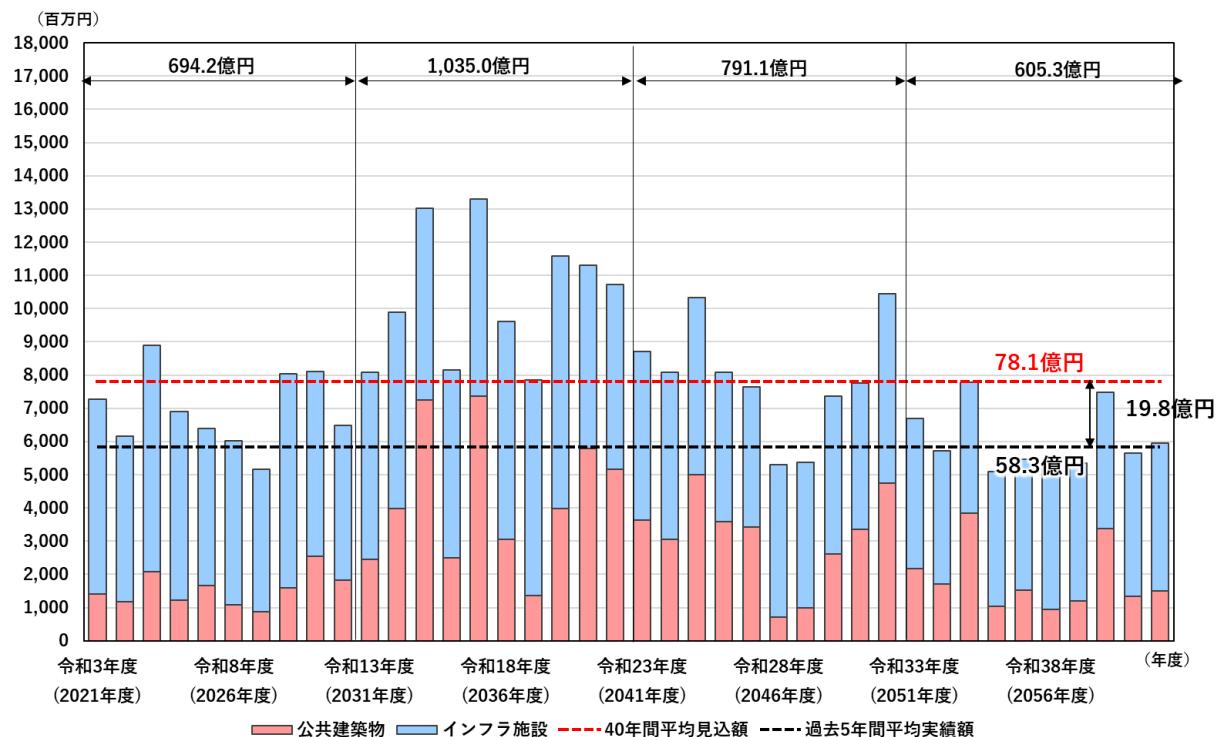
<長寿命化等を実施した場合>



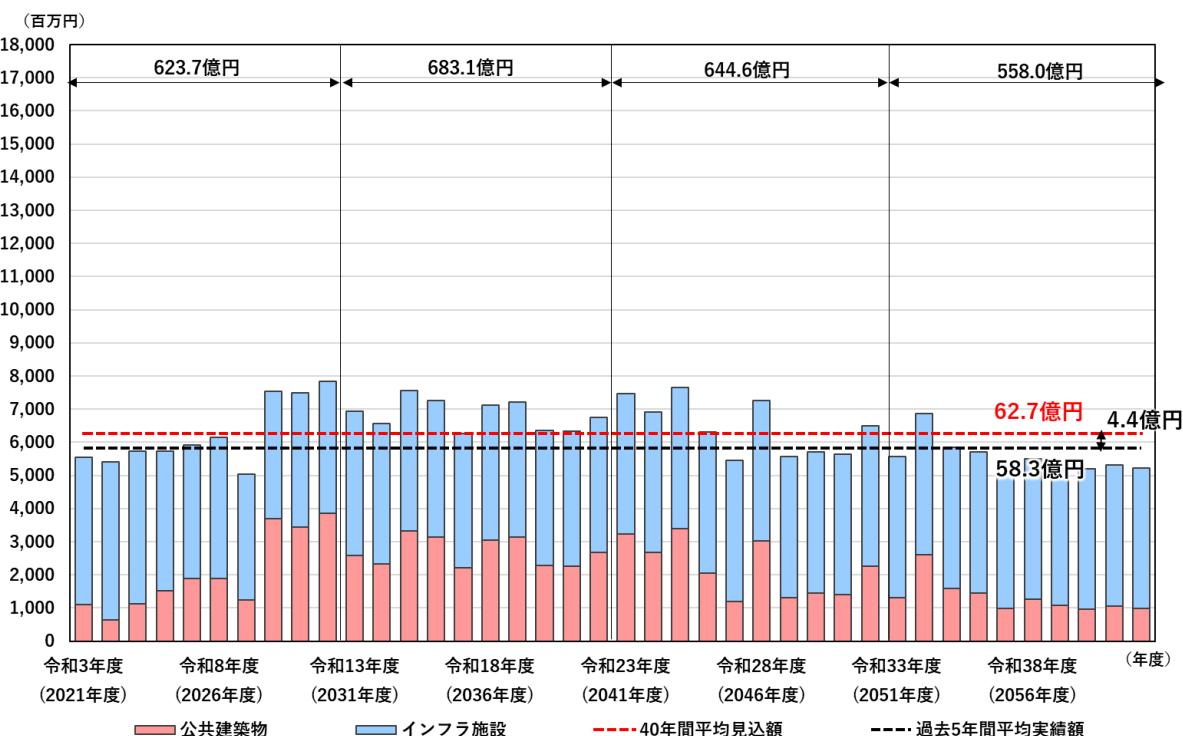
③公共建築物及びインフラ施設の更新等費用の見通し

- 令和3年度以降の40年間で、耐用年数経過時に単純更新した場合は年平均約78.1億円が必要ですが、第3章の「4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に基づく長寿命化等を実施した場合は年平均約62.7億円に低減します。
- しかし、この年平均約62.7億円でも、過去5年間における更新等費用の平均実績額が約58.3億円であり、今後は年平均約4.4億円の増加が見込まれます。

<耐用年数経過時に単純更新した場合>



<長寿命化等を実施した場合>



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 現状や課題に関する基本認識

(1)老朽化等への対応

公共建築物の約7割が築30年を経過し、電気、空調、給排水等の設備とともに構造躯体の老朽化が進んでいます。

現在は、限られた財源の中で優先順位を付けて改修等を行っていますが、今後、人口急増期に整備した施設等の更新の需要がさらに増大する見込みです。

市民生活の充実を図るとともに、施設の機能を維持するため、適切な対応が必要です。

(2)限られた財源での対応と費用の平準化

公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みによると、公共施設等の長寿命化等を実施した場合の維持管理・更新等費用は、令和3年度以降の40年間で、年平均約83億円と試算されます。これは、平成27年度から令和元年度までの5年間の修繕等費用の年平均68.6億円に対し、約1.2倍に増えることになります。

そのため、将来の費用負担を軽減するため、施設そのものの在り方の検討を行い、再編に取り組む必要があります。

(3)市民ニーズの変化への対応

今後の少子高齢化の進行による人口減少や人口構成の変化のほか、ライフスタイルの変化により、新たな市民ニーズや地域ニーズへの対応が必要になることが想定されますが、環境の変化にも合わせて、既存施設の用途や利用形態等の見直しを行う必要があります。

2. 基本目標

(1) 安全な施設の持続的な提供

施設の老朽化対策や修繕等を適切に行い、安全な施設を持続的に提供していきます。

このため、施設の老朽化対策や修繕等に係る計画の進捗を管理するための指標として次のとおり計画投資率を設定し、適正な投資を計画的に行います。

$$\text{計画投資率} = \frac{\text{改修・更新の投資実績累計額}}{\text{将来の改修・更新経費の試算総額}}$$

【計画投資率の期別目標値】

	第1期 (令和3年度～ 令和12年度)	第2期 (令和13年度～ 令和22年度)	第3期 (令和23年度～ 令和32年度)	第4期 (令和33年度～ 令和42年度)
公共建築物	13.5%	47.5%	80.4%	100%
インフラ施設	25.0%	54.2%	78.3%	100%
公共建築物及び インフラ施設	20.2%	51.4%	79.2%	100%

(2) 施設保有量の最適化

①社会情勢の変化に合わせた施設運営

基本構想に掲げる「実りある暮らし」、「充たされたつながり」、「恵まれた生活環境」及び「成長の継続」による、理想の“未来”を目指し、多世代の市民が多目的に利用し、人と人とが交流することができるよう、市民ニーズや社会情勢の変化に合わせた施設の機能と保有量の最適化を図ります。

②健全で持続可能な財政運営につながる資産経営

個別施設計画¹⁵⁾に基づき維持管理を行い、費用の平準化を図るとともに、今後40年間における削減目標を次のとおり設定します。

15) 個別施設計画とは、国のインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策に関する関係省庁連絡会議策定）に基づき、富士見市公共施設等総合管理方針に沿って策定する計画で、個別施設の具体的な対応方針を中長期的な視点で定めるものを指す。

【40年間における削減目標】

	保有し続けた場合 の費用の見込み (億円/年) a	充当可能な費用の 見込み(※) (億円/年) b	経費の削減目標	
			削減金額 (億円/年) c=a-b	削減割合 (%) d=c/a×100
必要事業費 (ライフサイクルコスト ¹⁶⁾)	78.1	58.3	19.8	(25.4%)

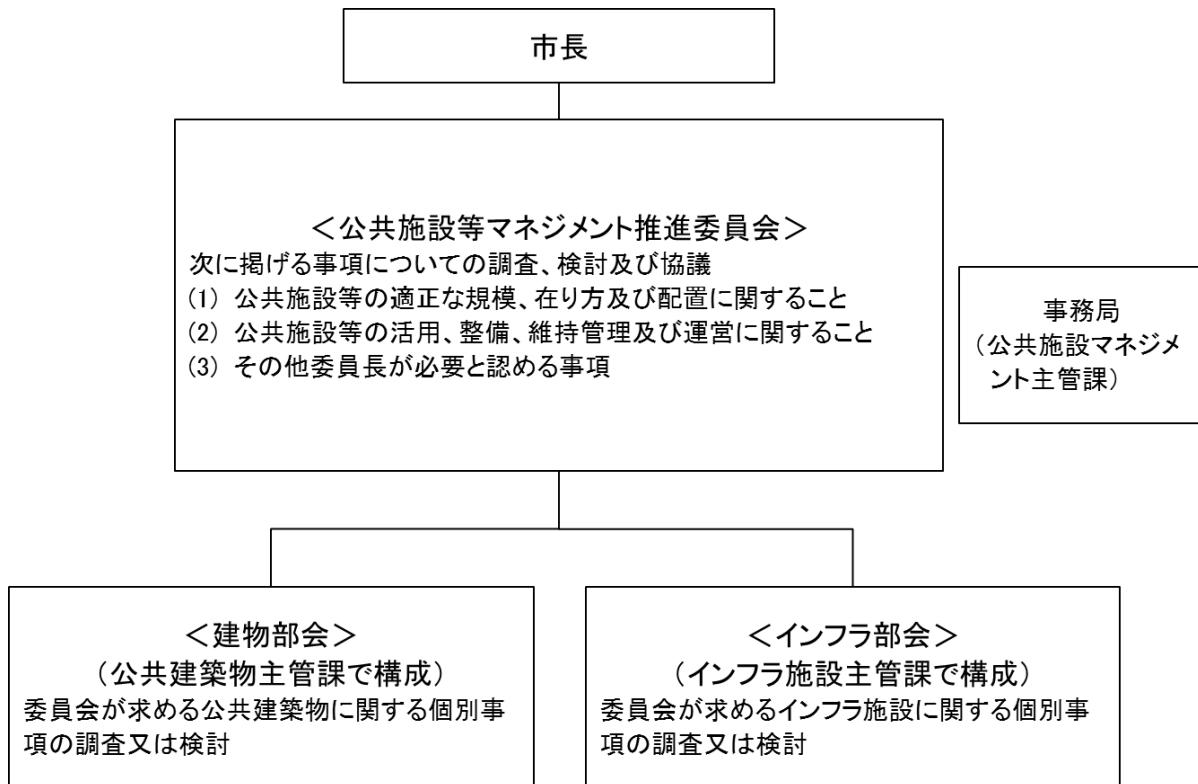
※ 充当可能な費用の見込みは、直近5年間の決算額の平均額を参考としています。

16) ライフサイクルコストとは、施設の計画・設計・施工から、その施設の維持管理を経て最終的な解体処分・廃棄までに要する費用の総額を指す。ライフサイクルコストは、イニシャルコスト（建設費等の初期費用）とランニングコスト（改修等の維持管理費用）に大きく分けられ、費用的には後者が大部分を占めるとされている。

3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1)公共施設等マネジメント推進委員会の設置

本方針の取組を推進するため、公共施設等マネジメント推進委員会を設置して府内の合意形成を行っています。同委員会には、下部組織として、個別事項を調査・検討する建物部会とインフラ部会を設けています。



(2)公共施設マネジメントシステムによる情報の管理・活用

固定資産台帳¹⁷⁾を活用して構築した公共施設マネジメントシステムにより、施設の改修や維持管理等に関する情報を一元的に管理することで府内の情報を共有化し、日常管理や計画の策定等への活用を図ります。

(3)新たな技術等の導入

ICT やドローン等の新技術の活用を積極的に研究し、費用縮減、管理の効率化等に努めます。

17)固定資産台帳とは、固定資産の取得から除却・売却に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿を指す。所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用の基礎となるものである。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1)点検・診断等の実施方針

施設管理者等が、施設点検マニュアル及び劣化状況調査マニュアルに基づき、日常点検と定期点検を行います。

(2)維持管理・更新等の実施方針

日常点検と定期点検の結果、予防保全¹⁸⁾又は事後保全¹⁹⁾の対策を検討し、適宜、個別施設計画の見直しを行いながら、施設の質や機能の確保を図るとともに、効率的な維持管理・更新等を行います。

(3)安全確保の実施方針

日常点検と定期点検の結果、危険性がある場合には、使用中止の措置又は修繕の対応を速やかに講じます。緊急の修繕で対応する場合には、上記の維持管理・更新等の実施方針にかかわらず、優先的に対応することで、施設の安全を確保します。

(4)耐震化の実施方針

災害時の拠点施設をはじめ、公共施設等は、国の耐震基準²⁰⁾等に基づく水準を引き続き維持します。

(5)長寿命化の実施方針

個別施設計画に基づき、施設全体と部位のそれぞれに応じた改修等の予防保全を計画的に行い、長寿命化を図るとともに、費用の平準化を目指します。

(6)ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修・更新等の際には、市民ニーズや施設の状況を踏まえながらユニバーサルデザイン²¹⁾を推進します。

18)予防保全とは、故障や不具合などが起きる前に対策を講じて、その後の故障や不具合などが起きないようにすること。予防保全を実施することで、突発的な事故が減り、突発的で多額の費用が発生しにくくなるとされている。

19)事後保全とは、故障や不具合などが起きた後に対策をとって復帰させること。保全に費やす時間や労力を低減できるが、エレベーターなどでは故障を放置すると、より大きな故障や事故が発生するため、不向きとされている。

20)耐震基準とは、建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準を指す。昭和 56 年にこの基準が大きく改正され、以前を旧耐震基準、以降を新耐震基準と呼んでいる。新耐震基準の建築物は、「震度 5 強程度の地震ではほとんど損傷しない建物であること」、及び「震度 6 強から 7 に達する程度の地震で倒壊・崩壊しない建物であること」が求められている。

21)ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、身体能力、国籍など人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、全ての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていこうとする考え方を指す。

(7) 統合や廃止の推進方針

施設の老朽化状況や利用状況等を踏まえ、機能の集約化、複合化、転用等を検討し、多様化する市民ニーズへの対応を図るとともに、これらの措置による余剰施設の売却等を行うことで、施設保有量の最適化を図ります。

(8) 新規施設の抑制に関する方針

既存施設の有効活用や長寿命化を図り、新規施設整備の抑制を図ります。

(9) 自主財源の確保に関する方針

公共施設等の使用料、負担金等の受益者負担の適正化や広告等の収入の確保のほか、統合や廃止による余剰施設やその敷地の売却等により、自主財源の確保に努めます。

(10) PPP／PFI の活用方針

PPP／PFI²²⁾により、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用した施設の維持管理・更新等や民間施設を借用した施設需要への対応を検討します。

(11) 広域連携に関する方針

施設の有効利用、施設管理の効率化、市民サービスの向上などを図るため、近隣市町との広域連携を検討します。

(12) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設の適切な運営・管理に必要なマニュアルの整備や研修会の開催等により、職員の意識啓発及びスキルアップを図ります。

また、国・県、近隣市町、民間企業等と連携し、公共施設等に関する情報の共有や先進的な取組の活用を図ります。

22) PPP／PFI とは、PPP (Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ) と PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) を指す。PPP とは、公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組み全体のことであり、その手法の一つに PFI という、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うものがある。

主な公共施設等の再編パターン

方法	内容	イメージ	例
集約化	同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数に集約すること。		・更新や改築の際に二つの集会施設を一つに統合する場合
複合化	余剰スペース、余裕スペース等を活用し、周辺の異なる機能の施設と複合化すること。		・学校の余裕教室に子育て支援施設の機能を移転する場合
転用	供用廃止後の余剰施設に、施設の改修を施し、異なる機能を導入すること。		・廃校となった学校施設を改修し、高齢福祉施設に転用する場合
民間活力等の活用主体の変更	周辺の民間施設を活用すること。 事業の実施主体や管理運営主体を民間等に変更すること。	 	・民間施設を借り上げて施設を提供する場合 ・公共施設等をPFIで整備し、管理・運営を実施する場合
広域連携	近隣自治体の施設の機能、配置状況等を踏まえ、施設を広域で利用すること。		・文化施設を近隣自治体と相互利用する場合
余剰施設の処分	普通財産などの未利用施設等を廃止し、有効活用（売却や貸付け等）をすること。		・未利用施設を廃止し、跡地を売却する場合

5. PDCA サイクルの推進方針

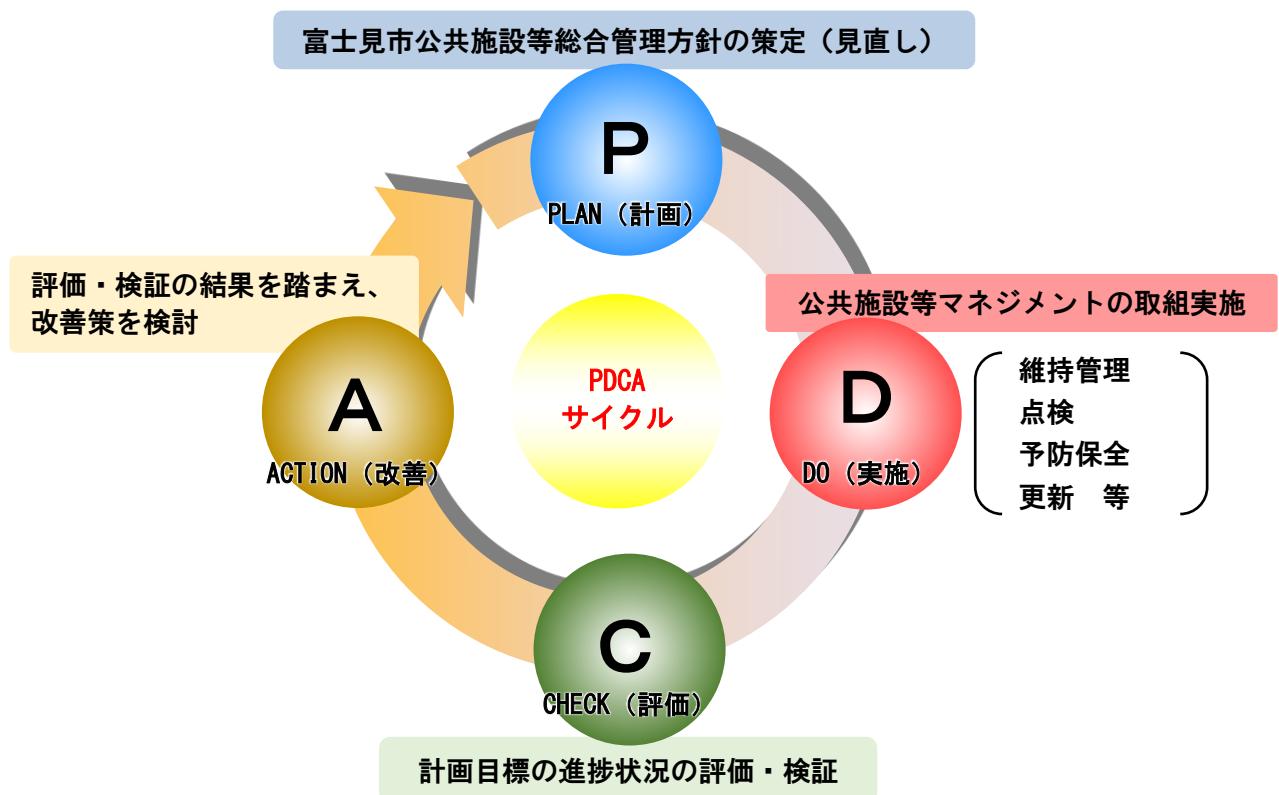
(1)市民との情報共有

市の公共施設等マネジメントに関する情報を市ホームページに掲載するほか、必要に応じて市民アンケートやパブリックコメント等を活用し、市民との情報の共有を図りながら、本方針の推進を図ります。

(2)方針の見直し

本方針の進捗管理に当たっては、「富士見市公共施設等マネジメント推進委員会」において、各年度の対策の進捗状況などを確認するとともに、設定した目標指標に照らし、毎年度評価を実施することとし、当該評価の結果に基づき、必要に応じて適宜本方針を見直します。

【フォローアップの実施のイメージ】



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物

(1)学校教育施設

■類型別施設概要

施設類型	施設小類型	施設名	建築年度 (年度)	経過年数 (年)	延床面積 (m ²)
学校教育施設	小学校 (11施設)	鶴瀬小学校	昭和41年	54	6,818
		水谷小学校	昭和44年	51	6,224
		南畠小学校	昭和56年	39	4,506
		関沢小学校	昭和44年	51	7,278
		勝瀬小学校	昭和46年	49	7,967
		水谷東小学校	昭和48年	47	7,158
		諏訪小学校	昭和50年	45	7,992
		みずは台小学校	昭和51年	44	7,107
		針ヶ谷小学校	昭和59年	36	5,294
		ふじみ野小学校	平成10年	22	8,614
		つるせ台小学校	平成20年	12	8,248
	中学校 (6施設)	富士見台中学校	昭和57年	38	6,843
		本郷中学校	昭和46年	49	6,511
		東中学校	昭和50年	45	6,425
		西中学校	昭和54年	41	7,824
		勝瀬中学校	昭和55年	40	7,613
	特別支援学校 (1施設)	水谷中学校	昭和58年	37	6,819
		富士見特別支援学校	昭和60年	35	5,090
	その他教育施設 (2施設)	学校給食センター	平成3年	29	2,565
		教育相談室（富士見特別支援学校内）	-	-	-

※経過年数の起算日は、令和2年度末時点です。

※複数の棟から成る施設は、主たる棟の建築年度としています。

※複合施設の主たる施設の延床面積は、従たる施設の延床面積を含んでいます。

■課題

- 鶴瀬小学校や水谷小学校、本郷中学校等が築40年以上経過し、多くの公共建築物で老朽化が進行しています。
- 施設の老朽化が一斉に進み、修繕等の費用増加が見込まれます。

■今後の方針

- 個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や効果的な施設運営等を図ります。
- 少子化の状況等を勘案し、学校教育施設の再編を検討します。
- 施設点検マニュアル及び劣化状況調査マニュアルに沿った日常点検・定期点検を行い、施設を適正に管理します。

(2)生涯学習施設

■類型別施設概要

施設類型	施設小類型	施設名	建築年度 (年度)	経過年数 (年)	延床面積 (m ²)
生涯学習施設	公民館・コミュニティセンター・交流センター (11施設)	鶴瀬公民館（鶴瀬コミュニティセンター）	昭和55年	40	2,026
		南畠公民館（勤労文化会館）	昭和55年	40	1,064
		水谷公民館	昭和54年	41	1,205
		水谷東公民館	昭和55年	40	887
		みずほ台コミュニティセンター	昭和57年	38	1,009
		針ヶ谷コミュニティセンター	昭和60年	35	1,572
		ふじみ野交流センター	平成13年	19	2,984
		鶴瀬西交流センター	平成17年	15	1,649
		ピアザふじみ	平成26年	6	1,526
		サンライトホール	昭和54年	41	446
		南畠ふれあいプラザ	平成15年	17	241
	図書館 (4施設※うち複合施設3施設)	中央図書館	平成5年	27	4,464
		図書館ふじみ野分館（ふじみ野交流センター内）	-	-	-
		図書館鶴瀬西分館（つるせ台小学校内）	-	-	-
		水谷東公民館図書室（水谷東公民館内）	-	-	-
	資料館 (4施設)	水子貝塚資料館	平成4年	28	904
		難波田城資料館	平成9年	23	676
		文化財整理室	昭和47年	48	219
		文化財収蔵庫	平成15年	17	397
	スポーツ施設 (2施設)	市民総合体育館	平成2年	30	8,768
		富士見ガーデンビーチ	昭和58年	37	1,169
	集会所 (29施設※うち複合施設3施設)	丸池集会所	昭和62年	33	164
		渡戸東集会所	平成2年	30	152
		山室集会所	平成27年	5	122
		上沢3丁目集会所	昭和58年	37	99
		水谷東3丁目集会所	平成30年	2	197
		水谷東1丁目集会所	昭和59年	36	99
		渡戸3丁目集会所	昭和60年	35	134
		針ヶ谷集会所（針ヶ谷コミュニティセンター内）	-	-	-
		勝瀬集会所	昭和61年	34	220
		前谷集会所	昭和62年	33	94
		水谷第1集会所	昭和62年	33	151
		関沢集会所	昭和63年	32	169
		勝瀬西集会所	昭和63年	32	94
		鶴馬1丁目集会所（第1保育所内）	-	-	-
		打越集会所	平成3年	29	120
		鶴瀬西3丁目東集会所（鶴瀬西配水場内）	-	-	-
		鶴馬関沢集会所	平成4年	28	139
		上沢1丁目集会所	平成4年	28	140
		羽沢集会所	平成7年	25	170
		水谷第2集会所	平成8年	24	171
		諏訪集会所	平成8年	24	135
		水谷第3集会所	平成9年	23	169
		羽沢2丁目集会所	平成10年	22	121
		水谷東2丁目集会所【借用施設】	-	-	-
		上沢2丁目集会所	平成12年	20	134
		鶴瀬西名シ久保集会所	平成15年	17	132
		鶴瀬東2丁目集会所	平成16年	16	134
		南畠第2集会所	平成17年	15	112
		南畠第3集会所	平成17年	15	127
	文化会館 (1施設)	市民文化会館キラリふじみ	平成14年	18	7,359

※経過年数の起算日は、令和2年度末時点です。

※複数の棟から成る施設は、主たる棟の建築年度としています。

※複合施設の主たる施設の延床面積は、従たる施設の延床面積を含んでいます。

※鶴瀬西3丁目東集会所の主たる施設（鶴瀬西配水場）は、インフラ施設のため、本計画の対象としません。

※水谷東2丁目集会所は、借用施設です。

■課題

- 鶴瀬公民館（鶴瀬コミュニティセンター）や水谷公民館等が築40年以上経過し、次いで10施設ほどの集会所が築30年以上経過しており老朽化が進行しています。
- 生涯学習施設は、施設により利用状況に差が見られます。
- 給排水、電気、空調等の設備の故障が多くなってきています。

■今後の方針

- 個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や効果的な施設運営等を図ります。
- 市民ニーズや施設の利用状況等を踏まえた再編を検討します。
- 施設点検マニュアル及び劣化状況調査マニュアルに沿った日常点検・定期点検を行い、施設を適正に管理します。

(3) 福祉施設

■ 類型別施設概要

施設類型	施設小類型	施設名	建築年度 (年度)	経過年数 (年)	延床面積 (m ²)
福祉施設	児童福祉施設 (32施設※うち複合施設12施設)	第1保育所	平成元年	31	834
		第2保育所	昭和46年	49	449
		第3保育所	昭和47年	48	603
		第4保育所	昭和49年	46	861
		第5保育所【借用施設】	-	-	-
		第6保育所	昭和50年	45	377
		ふじみ野保育園（ふじみ野交流センター内）	-	-	-
		鶴瀬第1放課後児童クラブ（鶴瀬小学校内）	-	-	-
		鶴瀬第2・第3放課後児童クラブ（鶴瀬小学校内）	-	-	-
		水谷第1放課後児童クラブ	平成14年	18	140
		水谷第2・第3放課後児童クラブ	平成27年	5	189
		南畠放課後児童クラブ	平成19年	13	85
		関沢第1放課後児童クラブ（関沢小学校内）	-	-	-
		関沢第2放課後児童クラブ	平成22年	10	85
		勝瀬第1放課後児童クラブ	平成15年	17	166
		勝瀬第2放課後児童クラブ	平成27年	5	134
		水谷東放課後児童クラブ	平成20年	12	134
		諏訪第1放課後児童クラブ	平成15年	17	205
		諏訪第2放課後児童クラブ	平成21年	11	90
		諏訪第3放課後児童クラブ（諏訪小学校内）	-	-	-
		みずほ台第1放課後児童クラブ	平成13年	19	244
		みずほ台第2放課後児童クラブ（みずほ台小学校内）	-	-	-
		針ヶ谷放課後児童クラブ	平成10年	22	143
		ふじみ野第1・第3放課後児童クラブ	平成14年	18	222
		ふじみ野第2放課後児童クラブ（ふじみ野小学校内）	-	-	-
		つるせ台第1放課後児童クラブ（つるせ台小学校内）	-	-	-
		つるせ台第2・第3放課後児童クラブ	平成29年	3	182
	高齢者福祉施設 (3施設※うち複合施設2施設)	関沢児童館（第4保育所内）	-	-	-
		諏訪児童館（市民福祉活動センターばれっと内）	-	-	-
		ふじみ野児童館（ピアザふじみ内）	-	-	-
	その他福祉施設 (3施設)	みずほ学園	平成13年	19	568
		子ども未来応援センター（健康増進センター内）	-	-	-
		老人福祉センター（びん沼荘）	昭和47年	48	1,520
		デイサービスセンターみずほ台（みずほ台小学校内）	-	-	-
		デイサービスセンター南畠（東中学校内）	-	-	-
		ふじの木作業所	平成3年	29	361
		市民福祉活動センターばれっと	平成16年	16	1,019
		高齢者いきいきふれあいセンター【借用施設】	-	-	-

※経過年数の起算日は、令和2年度末時点です。

※複数の棟から成る施設は、主たる棟の建築年度としています。

※複合施設の主たる施設の延床面積は、従たる施設の延床面積を含んでいます。

※第5保育所及び高齢者いきいきふれあいセンターは、借用施設です。

■ 課題

- 複数の保育所や老人福祉センター（びん沼荘）が、築40年以上経過しています。

■今後の方針

- 個別施設設計画に基づき、計画的な維持管理や効果的な施設運営等を図ります。
- 市民ニーズや施設の利用状況等を踏まえた再編を検討します。
- 施設点検マニュアル及び劣化状況調査マニュアルに沿った日常点検・定期点検を行い、施設を適正に管理します。

(4) 行政施設・その他施設

■類型別施設概要

施設類型	施設小類型	施設名	建築年度 (年度)	経過年数 (年)	延床面積 (m ²)
行政施設・ その他施設	庁舎 (3施設)	市役所	昭和48年	47	8,419
		健康増進センター	昭和50年	45	2,826
		鶴瀬駅東西口整備事務所	平成17年	15	199
	出張所 (6施設※うち複合施設6施設)	ふじみ野出張所（ピアザふじみ内）	-	-	-
		南畠出張所（南畠公民館（勤労文化会館）内）	-	-	-
		水谷出張所（水谷公民館内）	-	-	-
		西出張所（サンライトホール内）	-	-	-
		水谷東出張所（水谷東公民館内）	-	-	-
		みずほ台出張所（みずほ台コミュニティセンター内）	-	-	-
	防災施設 (1施設)	新河岸川河川水防センター	平成17年	15	250
	市立自転車駐車場 (5施設)	ふじみ野駅東口市立自転車駐車場	昭和63年	32	1,632
		ふじみ野駅西口市立自転車駐車場	昭和63年	32	1,633
		みずほ台駅東口市立自転車駐車場	平成4年	28	1,194
		みずほ台駅西口市立自転車駐車場	平成9年	23	865
		鶴瀬駅東口市立自転車駐車場	平成10年	22	1,055
	その他施設 (4施設※うち複合施設1施設)	シルバー人材センターフォーラム	平成12年	20	186
		道路治水課物置	平成6年	26	150
		総務課倉庫（ばれっと西側敷地）	平成14年	18	131
		ふるさとハローワーク（サンライトホール内）	-	-	-

※経過年数の起算日は、令和2年度末時点です。

※複数の棟から成る施設は、主たる棟の建築年度としています。

※複合施設の主たる施設の延床面積は、従たる施設の延床面積を含んでいます。

■課題

- 市役所や健康増進センターが、築40年以上経過しています。自転車駐車場は、更新等の対応時期が一斉に訪れることが想定されています。
- 給排水、電気、空調等の設備の故障が、多くなってきています。

■今後の方向性

- 個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や効果的な施設運営等を図ります。
- 市民ニーズや施設の利用状況等を踏まえた再編を検討します。
- 施設点検マニュアル及び劣化状況調査マニュアルに沿った日常点検・定期点検を行い、施設を適正に管理します。

2. インフラ施設

(1)道路・橋りょう・河川

■類型別施設概要

施設類型	施設小類型	個別施設
道路・ 橋りょう	道路	一般道路（実延長 399, 190m）
		自転車歩行者道（実延長 5, 318m）
	橋りょう	橋りょう（108 本）
河川	排水施設	準用河川（2 本、護岸総延長 6, 280m）
		排水機場（25 施設）
		アンダーパスポンプ（8 施設）
		樋管（4 施設）
		一般下水道ポンプ（3 施設）

■課題

- 道路においては、利便性の向上から道路網の整備の早期完成が望まれています。また、生活道路では、狭あいな道路の解消が求められています。
- 膨大な量の道路構造物について、定期点検を確実に実施し、計画的に修繕・更新を行う必要があります。
- 橋りょうにおいては、設置年数が経過した橋が多いことから、安全性の確保が求められています。
- 排水施設等においては、老朽化が著しい施設が多数を占め、各施設の適正な維持管理と施設の更新が求められています。

■今後の方向性

- 道路は、富士見市道路舗装個別施設計画に基づき、計画的な維持管理を図ります。
- 橋りょうは、富士見市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を図ります。
- 排水施設は、令和3年度に策定予定の（仮称）富士見市排水施設等個別施設計画に基づき、計画的な維持管理を図ります。
- 道路、橋りょう及び排水施設は、日常のパトロールや定期的な点検等を実施し、施設状況の把握に努めます。
- 河川の堤防等は1年に1回以上の適切な頻度で除草等の維持管理を行い、施設状況の把握に努めます。

(2)公園

■類型別施設概要

施設類型	施設小類型	個別施設
公園	都市公園	都市公園（54施設）

■課題

- 市街化区域を中心に整備されていますが、市の公園面積は住民一人当たり 3.71 m²（令和元年度末現在）で、国の設置基準（住民一人当たり 10 m²以上）に対しては不足している状況です。
- 公園開設後 20 年以上経過しているものが半数程あり、老朽化している施設が多数あります。
- 今後、人口減少と同時に急激な高齢化が進行していくことから、利用状況、地域間のバランスを考慮し、その特性に応じた整備と維持管理を進めていくことが求められています。

■今後の方向性

- 都市公園については、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を図ります。ただし、歴史公園に該当する水子貝塚公園及び難波田城公園については、文化財であるため、別の取扱いとします。
- 遊具等施設の点検を実施し、それに基づいた修繕等を行います。

(3)上水道施設

■類型別施設概要

施設類型	施設小類型	個別施設
上水道	水道施設	上水道管（総延長 249, 147m）
		浄水場（3 施設）
		配水場（1 施設）

■課題

- 既存管路について、今後順次耐用年数を迎えます。一方で将来の人口減少による給水収益の減益が見込まれ、耐震化も含め、計画的な更新が必要となります。
- 浄水場・配水場やその附帯設備である機械・電気設備についても更新時期を迎えるものがあり、計画的な更新が必要となります。

■今後の方向性

- 富士見市水道ビジョンに基づき、計画的な維持管理を図ります。
- 更新に長期間を要するため、基幹管路（導水管、送水管及び配水本管）や重要施設への供給管路の更新を優先的に行います。
- 管路の更新基準年数は、耐震性や腐食環境の違いにより設定されるべきことから、継手²³⁾の形式による耐震性の有無、防食塗装の有無、土壤の腐食性の有無、口径等の状況を考慮し、更新基準年数の見直しを図ります。
- 浄水場・配水場やその機械・電気設備の更新は、調査を実施し、計画的に行います。

23)継手とは、配管同士を接続する際に使用する部品の総称を指す。

(4)下水道施設

■類型別施設概要

施設類型	施設小類型	個別施設
下水道	下水道施設	下水道管（総延長 374,524m）

■課題

- 昭和 50 年前後に埋設した汚水管・雨水管の老朽化が進行し、今後集中して耐用年数を迎えるため、大規模な施設更新や修繕が必要となります。
- 電気設備があるポンプ施設は点検業務を委託して予防保全に取り組んでいますが、手動ゲート及び管渠は順次点検・更新を実施していくかなければなりません。また、腐食するおそれの高い管渠・マンホールについては、5 年に 1 回以上の点検を実施しています。
- 平成 17 年以降に布設している管渠・マンホールは耐震化済みですが、それ以前に布設している下水道施設については今後、更新とともに耐震化が必要となります。
- 下水道使用料及び他会計補助金が減少傾向にある一方で、管渠費及び減価償却費などの費用が増加しており、今後も厳しい経営状況が続くことが予測されます。

■今後の方向性

- 下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持管理を図ります。
- 下水道施設の点検、修繕の体制を整備することにより、予防保全を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 管渠更正工法²⁴⁾ 等の新技術を積極的に導入する等、効率的に再整備を進めます。

24)管渠更生工法とは、既設管渠を利用し、内面を新管と同等程度に改良する工法を指す。

第5章 資料

1. 公共施設等の保有量

(1)公共建築物

施設類型	延床面積 総量 (施設数)	整備年度・経過年数				
		～S54 40年以上	S55～H1 30年～39年	H2～H11 20年～29年	H12～H21 10年～19年	H22～R1 10年未満
学校教育 施設	126,897m ² (20施設)	64,794 51.1%	36,165 28.5%	17,690 13.9%	8,248 6.5%	0 0.0%
生涯学習 施設	42,061m ² (50施設)	5,847 13.9%	13,893 33.0%	7,342 17.5%	13,134 31.2%	1,845 4.4%
福祉施設	8,610m ² (36施設)	3,809 44.2%	834 9.7%	504 5.9%	2,872 33.4%	590 6.9%
行政施設・ その他施設	18,542m ² (19施設)	11,245 60.6%	3,266 17.6%	3,264 17.6%	767 4.1%	0 0.0%
合計	196,110m ² (125施設)	85,695 43.7%	54,158 27.6%	28,800 14.7%	25,021 12.8%	2,435 1.2%

(令和元年度末現在)

- ※ 複合施設の面積は、主たる施設の類型に面積を計上しています。
- ※ 複数の棟を有する施設の面積は、施設を当初に整備した年度に面積を計上しています。
- ※ 延床面積は、市が保有する施設の面積としています。
- ※ 小数点以下の端数処理の関係で、合計が合致しないことがあります。

(2)インフラ施設

施設類型	総量	整備年度・経過年数					
		～S54 40年以上	S55～H1 30年～39年	H2～H11 20年～29年	H12～H21 10年～19年	H22～R1 10年未満	整備年度 不明分
道路	延長 ①一般道路399,190m ②自転車歩行者道5,318m						
橋りょう	108本	10 9.3%	22 20.4%	7 6.5%	5 4.6%	1 0.9%	63 58.3%
河川護岸	延長 6,280m						
排水施設	排水機場（25施設）アンダーパスポンプ（8施設） 樋管（4施設） 一般下水道ポンプ（3施設）						
都市公園	54施設	8 14.8%	8 14.8%	12 22.2%	15 27.8%	11 20.4%	—
上水道管	249,147m	23,195 9.3%	99,882 40.1%	77,240 31.0%	34,252 13.7%	14,578 5.9%	—
下水道管	374,524m	73,847 19.7%	139,991 37.4%	75,148 20.1%	37,034 9.9%	48,504 13.0%	—

（令和元年度末現在）

2. 富士見市公共施設等マネジメント推進委員会設置要綱

令和元年12月9日 一部改正

(設置)

第1条 富士見市公共施設等総合管理方針に基づき、公共施設等のマネジメントを推進するため、富士見市公共施設等マネジメント推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「公共施設等」とは、市が所有し、管理し、又は借用する施設（土地を含む。）をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討及び協議を行う。

- (1) 公共施設等の適正な規模、在り方及び配置に関すること。
- (2) 公共施設等の活用、整備、維持管理及び運営に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員は、総務部長、自治振興部長、市民生活部長、子ども未来部長、健康福祉部長、まちづくり推進部長、建設部長及び教育委員会教育部長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(部会)

第6条 部会は、委員会の所掌事務に関する個別事項を調査し、又は検討するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、総合政策部管財課長をもって充てる。
- 4 部会員は、関係職員をもって充てる。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 6 部会は、調査し、又は検討した結果を委員会に報告する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会(以下「委員会等」という。)は、必要があると認めるときは、委員会等の構成員以外の者に対し、委員会等の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聞くこと、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部管財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成30年7月26日から施行する。

附 則（令和元年12月13日市長決裁）

この要領は、令和元年12月13日から施行する。

富士見市公共施設等総合管理方針

発行 埼玉県富士見市 総合政策部 管財課

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

電話 049-251-2711（代表）
